

○役員報酬規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第2号

| | | |
|------|-------------|--------------|
| 一部改正 | 平成16年4月1日 | 平成16年度規程第1号 |
| 一部改正 | 平成17年12月1日 | 平成17年度規程第31号 |
| 一部改正 | 平成18年3月31日 | 平成17年度規程第56号 |
| 一部改正 | 平成21年9月11日 | 平成21年度規程第36号 |
| 一部改正 | 平成22年3月31日 | 平成21年度規程第63号 |
| 一部改正 | 平成22年9月22日 | 平成22年度規程第33号 |
| 一部改正 | 平成22年12月1日 | 平成22年度規程第38号 |
| 一部改正 | 平成24年3月31日 | 平成23年度規程第41号 |
| 一部改正 | 平成25年3月31日 | 平成24年度規程第40号 |
| 一部改正 | 平成26年11月30日 | 平成26年度規程第14号 |
| 一部改正 | 平成27年3月31日 | 平成26年度規程第43号 |
| 一部改正 | 平成28年2月29日 | 平成27年度規程第19号 |
| 一部改正 | 平成28年11月30日 | 平成28年度規程第10号 |
| 一部改正 | 平成29年12月31日 | 平成29年度規程第6号 |
| 一部改正 | 平成30年12月31日 | 平成30年度規程第12号 |
| 一部改正 | 2019年11月30日 | 2019年度規程第17号 |
| 一部改正 | 2022年11月30日 | 2022年度規程第41号 |
| 一部改正 | 2023年11月30日 | 2023年度規程第16号 |

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の役員の報酬に関する事項について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については、基本俸給、業績給、通勤手当及び単身赴任手当、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第3条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に、次項に規定する職務手当の月額及び第3項に規定する特別都市手当の月額を加えた額に1.2を乗じて得た額に、賞与を加えた額とする。

| | | |
|--------|----|----------|
| 一 理事長 | 月額 | 998,000円 |
| 二 副理事長 | 月額 | 914,000円 |
| 三 理事 | 月額 | 813,000円 |
| 四 監事 | 月額 | 698,000円 |

2 職務手当の月額は、前項に規定する常勤役員の月例支給額にそれぞれ別表第1に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 別表第2に掲げる支給地域の事務所に在勤する常勤役員に対する特別都市手当の月額、第1項の月例支給額にそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 別表第2に掲げる支給地域の事務所に在勤する常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合においては、別に定めるところにより特別都市手当を支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬(賞与及び業績給を除く。以下同じ。)は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(新たに役員となった者及び役員でなくなった者の報酬)

第5条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 3 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により支給する報酬の額は、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬から通勤手当及び単身赴任手当を除いた額とし、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(賞与)

第6条 賞与は、毎事業年度6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され又は死亡した常勤役員についても、基準日に在職していたものとみなす。

- 2 賞与の額は、第3条第1項に規定する月例支給額に、同条第2項に規定する職務手当の月額及び同条第3項に規定する特別都市手当の月額を加えた額に100分の205以内の割合を乗じて得た額とする。
- 3 賞与は、当該年度の6月30日及び12月10日に支給する場合においては、賞与の額に別に定める割合を乗じて得た額に、基準日前6ヶ月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6ヶ月 100分の100
 - 二 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
 - 三 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
 - 四 3ヶ月未満 100分の30
- 4 基準日以前6ヶ月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者(役員退職手当規程(平成15年度規程第5号)第5条第1項又は第3項に規定する者に限る。)については、その者が国家公務員として引き続き在職期間を常勤役員として引き続いた在職期間とみなす。
- 5 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、第

- 1 項の規定にかかわらず、賞与を支給しない。
- 6 賞与の支給日が休日にあたる時は、その直前の休日でない日とする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する役員は、前6項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された者（同項第1号に該当し解任された者を除く。）
 - 二 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者

（業績給）

- 第7条** 業績給は、主務大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して1月を超えない範囲に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。
- 2 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割計算で支払う。
- 3 前項の日割計算をするときは、業績給の額を前年度の日数で除した額を一日分とする。
- 4 理事長及び監事の業績給の額は、第3条第1項に規定する月例支給額に100分の310を乗じて得た額に、次の表に定める評価結果に則した割合を乗じて得た額とする。

| 評価委員会の評価結果 | 割合 |
|------------|----------|
| S評価 | 100分の200 |
| A評価 | 100分の150 |
| B評価 | 100分の100 |
| C評価 | 100分の50 |
| D評価 | 100分の0 |

- 5 常勤役員（理事長及び監事を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、理事長が決定するものとする。

（通勤手当）

- 第8条** 通勤手当は、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される次の各号に掲げる金額を支給する。ただし、1ヶ月当たり55,000円を限度とする。
- 一 交通機関が定期券を発行している場合で当該定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合には、当該交通機関が発行している利用区間に係る最長通用期間（6ヶ月を限度とする。）の定期券の金額
 - 二 交通機関が定期券を発行していない場合及び前号に該当しない場合には、

別に定めるところにより算出した金額

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、在勤する事務所を異にする異動に伴い住居を転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする常勤役員に対し、別に定めるところにより支給する。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は、月額400,000円又は日額50,000円とする。

(雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日現在新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）に在職する常勤役員であって、同年10月1日以降機構の常勤役員となった者の在職期間は、その者の旧機構の常勤役員としての在職期間を機構の常勤役員としての在職期間とみなすものとする。
- 3 平成15年12月に支給される賞与は、第6条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則（平成16年4月1日平成16年度規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日平成17年度規程第31号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日平成17年度規程第56号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、改正後の第3条第1項各号に規定する月例支給額は次表に掲げる月例支給額とする。

| | 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで | 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで |
|--------|-----------------------------|-----------------------------|
| 一 理事長 | 1,074,000 | 1,047,000 |
| 二 副理事長 | 983,000 | 957,000 |
| 三 理事 | 875,000 | 852,000 |
| 四 監事 | 751,000 | 731,000 |

3 平成15年度規程第2号の附則第3項の規定は廃止する。

附 則（平成21年9月11日平成21年度規程第36号）
この規程は、平成21年9月11日から施行する。

- 附 則**（平成21年12月1日平成21年度規程第38号）
- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
 - 2 平成21年12月に支給する賞与の額は、第6条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員となった者にあつては、その常勤役員となった日）において、常勤役員が受けるべき基本俸給及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本俸給を支給されなかった期間、常勤役員以外であった期間がある常勤役員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年9月22日平成22年度規程第33号）
この規程は、平成22年9月22日から施行する。

- 附 則**（平成22年12月1日平成22年度規程第38号）
- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
 - 2 平成22年12月に支給する賞与の額は、第6条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員となった者にあつては、その常勤役員となった日）において、常勤役員が受けるべき基本俸給及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本俸給を支給されなかった期間、常勤役員以外であった期間がある常勤役員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額

- 附 則**（平成24年3月31日平成23年度規程第41号）
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 平成24年6月に支給する賞与の額は、第6条の規定により算出される賞与の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が

基準額以上となるときは賞与は支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に常勤役員となった者にあつては、その常勤役員となった日）において、常勤役員が受けるべき月例支給額、職務手当、特別都市手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例支給額を支給されなかった期間、常勤役員以外であった期間がある常勤役員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された賞与の額に100分の0.37を乗じて得た額及び平成23年12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された賞与の額に100分の0.37を乗じて得た額
 - 三 平成23年9月に支給された業績給の額に100分の0.37を乗じて得た額
- 3 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第3条に基づく月例支給額の支給に当たっては、月例支給額から、月例支給額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - 4 特例期間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 職務手当 当該役員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 特別都市手当 当該役員の特別都市手当の月額に100分9.77を乗じて得た額
 - 三 賞与 当該役員が受けるべき賞与の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 四 業績給 当該役員が受けるべき業績給の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 5 特例期間においては、第10条の規定の適用については、同項中「400,000円」とあるのは「361,000円」と、「50,000円」とあるのは「45,200円」とする。
 - 6 第2項各号及び第3項並びに第4項各号の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年3月31日平成24年度規程第40号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月30日平成26年度規程第14号）

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第43号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成30年3月31日までの間、この規程の施行日以前から引き続いて常勤役員として在職している者の月例支給額については、第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定を適用する場合、第7条第4項において100分の254とあるのは、100分の249と読み替える。
- 4 平成30年3月31日までの間、第3条第3項に定める別表第2の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|---------|
| 東京都特別区 | 100分の18 |
| 神奈川県川崎市 | 100分の13 |

附 則（平成28年2月29日平成27年度規程第19号）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年3月改正規程附則第3項中「100分254とあるのは、100分の249」を「100分の261とあるのは、100分の256」に改め、同附則第4項中「平成30年3月31日までの間」を「平成28年3月31日までの間」に改め、「100分の18」を「100分の18.5」に改め、「100分の13」を「100分の15」に改める。

附 則（平成28年11月30日平成28年度規程第10号）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年2月改正規程による改正後の平成27年3月改正規程附則第3項中「100分の261とあるのは100分の256」を「100分の275とあるのは100分の270」に改める。

附 則（平成29年12月31日平成29年度規程第6号）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年11月改正規程による改正後の平成27年3月改正規程第3項中「100分の275とあるのは100分の270」を「100分の282とあるのは100分の277」に改める。

附 則（平成30年12月31日平成30年度規程第12号）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年12月改正規程による改正後の平成27年3月改正規程附則第3項中「100分の282とあるのは100分の277」を「100分の289とあるのは100分の284」に改める。

附 則（2019年11月30日2019年度規程第17号）

この規程は、2019年12月1日から施行し、2019年4月1日から適用す

る。

附 則（2022年11月30日2022年度規程第41号）

この規程は、2022年12月1日から施行し、2022年4月1日以降の在籍に係る業績給から適用する。

附 則（2023年11月30日2023年度規程第16号）

この規程は、2023年12月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。ただし、この規程による改正後の第7条第4項については、2023年4月1日以降の在籍期間に係る業績給から適用する。

別表第 1

職務手当の支給割合（第 3 条第 2 項関係）

| 役員の区分 | 支給割合 |
|-------|-----------|
| 理事長 | 100 分の 12 |
| 副理事長 | 100 分の 10 |
| 理事 | 100 分の 8 |
| 監事 | 100 分の 8 |

別表第 2

特別都市手当の支給地域及び支給割合（第 3 条第 3 項関係）

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|-----------|
| 東京都特別区 | 100 分の 20 |
| 神奈川県川崎市 | 100 分の 16 |

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 15 年 10 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。